

#### 4-3. 耳標の取り外しの禁止等

##### (1) 耳標の規格

- ①省令第11条に定めるとおり装着する耳標については以下の規格を満たす必要があります。
- ア 装着した後、容易に脱落しない構造であること
  - イ 取り外した後、再び装着することができない構造であること
  - ウ 個体識別番号が容易に判別できる色、大きさであること
  - エ 個体識別番号が容易に消えない方法により表示されていること
- ②なお、平成15年度においては、改良センターの指示の下、(社)家畜改良事業団が補助事業により上記①の規格を満たす耳標が提供されているので、これを装着してください。

##### (2) 耳標の取り外し等の禁止

###### ①耳標の取り外しの禁止及び例外

装着済みの耳標を取り外す等、個体識別番号の識別を困難にする行為は禁止されています。また、自然に耳標が脱落した場合であっても両耳に耳標が装着されていない牛を譲渡し等又は譲受け等を行ってはならないこととされていますので注意して下さい。

ただし、以下の場合は取り外し等並びに譲渡し又は譲受け等が認められます。

- ア 牛が耳の疾患にかかっているとき
- イ 牛の耳に外傷があるとき
- ウ 耳標の劣化等により個体識別番号の判読が困難となった耳標の取り替えを行う必要があるとき
- エ 出荷直前又は輸送中に耳標が脱落した場合
- オ その他農林水産大臣が特に必要があると認めるとき

###### ②耳標を取り外した場合等の担保措置

やむを得ず耳標を取り外した場合又は外れた場合等には、管理者は、牛個体の取り違えを防止するため、当該牛の個体識別番号の識別を可能とする以下の措置を講じて下さい。

- ア 取り外した耳標又は当該個体識別番号を記載した札を当該牛にひも等で取り付ける。
- イ 当該牛の耳以外の部分に個体識別番号を塗料等で記載する。

##### (3) 耳標の再装着

耳標を(2)①の例外により取り外した場合や脱落又は破損した場合には、管理者は、耳標を取り外した場合等の担保措置を講じるとともに、耳標を再装着するため以下の措置を行って下さい。

## ①耳標の請求

耳標を取り外した場合や脱落又は破損した場合には、耳標の再装着の必要があるので管理者は、速やかに直接又は耳標の一括配布先に依頼し、下記事項について「耳標再発行整理用紙」に整理した上で、耳標の再発行を、原則として電話（186-0037-80-1777）による音声応答システムで請求してください。

なお、平成15年度においては、改良センターの指示の下、（社）家畜改良事業団が補助事業により耳標を提供しており、耳標は数週間で送付されます。

- a ) 農家コード
- b ) 個体識別番号
- c ) 再発行枚数
- d ) 脱落理由

## ②再装着

管理者は、請求した耳標を受け取り後、脱落等した耳標と送付された再発行耳標の個体識別番号を照合し、速やかに当該牛に耳標を再装着してください。

## ③留意事項

出荷直前又は輸送中に耳標が脱落した場合には、譲り渡し・譲り受け後、譲り受けた管理者が耳標の再装着の措置を行ってください。

なお、やむを得ない理由等により再発行請求手続きの処理が終わらぬうちに当該牛の転出報告が登録されると、再発行処理がキャンセルされます。しかしながら、再発行処理が終了している場合には、請求者に耳標が送付されますので、確実に譲り渡し先に転送いただく必要があります。